

令和7年分の所得税等の確定申告における留意事項

令和7年分の確定申告の時期になりましたが、今年の確定申告における主な留意事項をご紹介します。

(1) 基礎控除及び給与所得控除の見直し

① 基礎控除の引上げ

所得税の基礎控除額が従来の48万円から合計所得金額に応じて段階的に最大95万円まで引き上げられます。具体的には、下記の通りとなります。

あなたの合計所得金額	控除額	控除額(非居住者の方)
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	58万円(※)
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

※令和7年中を通じて非居住者となる方について、合計所得金額が2,350万円以下の場合は基礎控除額は、一律、58万円です。

② 給与所得控除の引上げ

給与収入190万円以下の場合には、控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に引き上げられます。

(2) 特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて一定の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

これに伴い、特定親族の収入が給与だけの場合には150万円以下であれば控除額63万円となりその後は段階的に控除が減額され188万円を超えると控除額がゼロとなります。

具体的には、下記の通りとなります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下) 63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下) 61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下) 51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下) 41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下) 31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下) 21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下) 11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下) 6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下) 3万円

(注) 特定親族

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（一定の者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。